

大阪府版寄附行為作成例(令和5年私立学校法改正版)

はじめに

- 本資料は、大阪府が所轄する学校法人のうち私立学校法第143条及び同法施行令第3条に該当するもの（文部科学大臣所轄学校法人等）以外の学校法人（都道府県知事所轄学校法人）向けの寄附行為作成例を、「大阪府版寄附行為作成例」として示したものである。
- 「大阪府版寄附行為作成例」では、令和5年に公布された私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）及び関係省令の改正の内容に沿った寄附行為作成例を示しているが、学校法人の規模や形態等により異なるパターンが形成される条文について、その詳細を「別紙」としてパターン別に例示しているので、適宜参照されたい。

(説明事項)

- 本資料は、A4用紙（横向き）で両面印刷（長辺綴じ）を想定して作成している。
- 「文部科学大臣所轄法人等」に該当する大阪府教育長が所轄する学校法人^(※)については、別途、文部科学省が作成する「学校法人寄附行為作成例」（昭和38年3月12日私立大学審議会決定。最終：令和6年3月5日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）に基づき対応されたい。

(※)「文部科学大臣所轄学校法人等」に該当する都道府県知事所轄学校法人について

以下の①かつ②の基準を満たす法人であること。

- ① 最終会計年度における収支計算書に基づいて計算した経常的な収益が10億円以上又は最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上
- ② 3以上の都道府県に私立学校、私立専修学校若しくは私立各種学校又は広域の通信制の課程を置く私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）を設置していること。

- 本資料における「準学校法人」、「幼稚園法人」及び「小中高法人」の定義は、以下のとおり。
 - 「専修学校」又は「各種学校」のみを設置する学校法人……………「準学校法人」
 - 「幼稚園」（「幼稚園型認定こども園」を含む。）又は「幼保連携型認定こども園」を設置する法人で、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「小学校等」という。）のいずれも設置していない学校法人（「専修学校」又は「各種学校」の設置の有無を問わない。）……………「幼稚園法人」
 - 小学校等を設置する学校法人（上記以外）……………「小中高法人」

目次

(注1) 寄附行為に必ず記載しなければならない事項をいう。なお、その他の条文についても、寄附行為として成立させるために必要なものであることから、原則として本作成例を参考に規定すること。

条番号等	項目名等	本作成例 ページ	必要的記載事項 (注1)	備考
第1条	名称	5	○ (名称)	
第2条	事務所	5	○ (事務所の所在地)	
第3条	目的	5	○ (目的)	「別紙1」(P.31): 3パターン例示あり
第4条	設置する学校	5	○ (設置する学校の名称等)	
(「設置する学校」の次)	収益事業	6	△ (収益事業の種類等) (注2)	(注2) 収益事業を行う場合のみ
第5条	役員及び評議員の設置	6	○ (役員及び評議員の定数)	
第6条	理事選任機関	7	○ (理事選任機関の構成、運営等)	「別紙2」(P.33): 4パターン例示あり
第7条	理事の選任	7	○ (理事の選任方法)	「別紙3」(P.37): 4パターン例示あり
第8条	理事の資格及び構成	7	—	
第9条	理事の任期	8	○ (理事の任期)	
第10条	理事の解任及び退任	8	○ (理事の解任方法)	「別紙4」(P.41): 2パターン例示あり
第11条	理事に欠員が生じた場合の措置	8	—	
第12条	理事会の構成	8	—	
第13条	理事会の権限	9	—	
第14条	理事の職務	9	○ (理事長の選定方法) △ (代表業務執行理事の選定方法、 業務執行理事の選定方法、 代表業務執行理事の代表権) (注3)	「別紙5」(P.43): 25パターン例示あり (注3) 下線部は代表業務執行理事を置く 場合のみ、斜体部は業務執行理 事を置く場合のみ (各々置く可能 性があるときを含む)。
第15条	代表権の制限	9	—	「別紙6」(P.93): 6パターン例示あり
第16条	理事の報告義務	9	—	「別紙7」(P.101): 14パターン例示あり
第17条	招集 (理事会)	9	○ (理事会の招集方法)	
第18条	運営 (理事会)	10	—	
第19条	決議 (理事会)	10	—	
第20条	業務の決定の委任	12	—	
第21条	議事録 (理事会)	12	—	
第22条	監事の選任	12	○ (監事の選任方法)	
第23条	監事の資格	13	—	
第24条	監事の任期	13	○ (監事の任期)	

条番号等	項目名等	本作成例 ページ	必要的記載事項（注1）	備考
第25条	監事の解任及び退任	14	○（監事の解任方法）	
第26条	監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続	14	—	
第27条	監事に欠員を生じた場合の措置	15	—	
第28条	監事の職務	15	—	
第29条	調査権限等	16	—	
第30条	理事の行為の差止め（監事）	16	○（監事から理事選任機関に対する 理事の不正行為の報告の方法）	
第31条	評議員の選任	17	○（評議員の選任方法）	「別紙8」（P.117）：3パターン例示あり
第32条	評議員の資格	17	—	
第33条	評議員の任期	17	○（監事の任期）	
第34条	評議員の解任及び退任	18	○（監事の解任方法）	
第35条	評議員会の構成	18	—	
第36条	評議員会の職務等	18	—	「別紙8-2」（P.121）：4パターン例示あり
第37条	理事の行為の差止めの求め（評議員会）	19	—	
第38条	責任追及の訴えの求め	19	—	
第39条	開催（評議員会）	19	—	
第40条	招集（評議員会）	20	○（評議員の招集方法）	
第41条	評議員による招集	21	—	
第42条	監事による招集	21	—	
第43条	招集手続の省略	21	—	
第44条	運営（評議員会）	21	—	
第45条	決議（評議員会）	21	—	
第46条	議事録（評議員会）	22	—	
第47条	役員の出席等	22	—	
第48条	理事会と評議員会の協議	23	—	「別紙9」（P.127）：2パターン例示あり
第49条	会計年度	23	—	
第50条	予算及び事業計画	23	—	
第51条	役員及び評議員の報酬	23	—	
（「役員及び評議員の報酬」の次）	責任の免除（役員の一部免除を行う場合）	24	—	
（「資産」の手前）	責任限定契約	25	—	
第52条	資産	25	○（資産及び会計に関する事項）	
第53条	資産の区分	25	○（資産及び会計に関する事項）	
第54条	基本財産の処分の制限	26	○（資産及び会計に関する事項）	

条番号等	項目名等	本作成例 ページ	必要的記載事項 (注1)	備考
第55条	積立金の保管	26	○ (資産及び会計に関する事項)	
第56条	経費の支弁	26	○ (資産及び会計に関する事項)	
第57条	会計	26	○ (資産及び会計に関する事項)	
第58条	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	27	○ (資産及び会計に関する事項)	
第59条	事業報告と決算	27	○ (資産及び会計に関する事項)	
第60条	財産目録の備置き及び閲覧等	27	○ (資産及び会計に関する事項)	
第61条	資産総額の変更登記	28	○ (資産及び会計に関する事項)	
第62条	寄附行為の変更	28	○ (寄附行為の変更に関する事項)	
第63条	解散	29	○ (解散に関する事項)	
第64条	残余財産の帰属者	29	—	
第65条	合併	29	—	
第66条	情報の公表	30	—	
第67条	公告の方法	30	○ (公告の方法)	
第68条	施行細則	30	—	
附則	(現任の理事等の任期に関する取扱い等)	30	○ (設立当初の役員、評議員等)	「別紙10」(P. 129) : 6パターン例示あり。 また、同別紙の最後に設立当初の役員等に関する条文の例示あり。

別紙番号	項目名等	本作成例 ページ	備考
別紙1	「目的」に関する規定について	31	
別紙2	「理事選任機関」に関する規定について	33	
別紙3	「理事の選任」に関する規定について	37	
別紙4	「理事の解任及び退任」に関する規定について	41	
別紙5	「理事の職務」に関する規定について	43	
別紙6	「代表権の制限」に関する規定について	93	
別紙7	「理事の報告義務」に関する規定について	101	
別紙8	「評議員の選任」に関する規定について	117	
別紙8-2	「評議員会の職務等」に関する規定について	121	
別紙9	「理事会及び評議員会の協議」に関する規定について	127	
別紙10	附則について	129	

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">第3章 機関の設置</p> <p style="text-align: center;">(役員及び評議員の設置)</p> <p>第5条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2 この法人に、評議員○○名を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合は、第4条(設置する学校)の直後に次のとおり規定すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(収益事業)</p> <p>第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p>(1) ○○業</p> <p>(2) ○○業</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「○○業」については、平成28年6月10日付け大阪府教育長告示第1号第2に定めるものを記載すること。 ➢ <u>新たに収益事業を行おうとする場合は、あらかじめ私学課に相談すること。</u> ● 改正後の私立学校法第18条第3項の規定に基づき、「理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上、評議員の定数は6人以上」とされていることに留意すること。なお、<u>学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認を受けようとする場合</u>(以下「非課税措置の適用を受ける場合」といい、非課税の承認を受けない場合を「非課税措置の適用を受けない場合」という。)には、<u>理事の定数を6名以上とすること。</u> ● 各機関の定数は、「○名以上○名以内」などと規定することも可能。ただし、<u>評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならないため、評議員の下限が理事の上限を下回る場合には、最後に次のとおり規定すること。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><非課税措置の適用を受けない場合></p> <p>3 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。</p> </div>

寄附行為作成例	備考
<p>(理事選任機関)</p> <p>第6条 . . .</p> <p>第4章 理事会及び理事</p> <p>第1節 理事の選任及び解任等</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 . . .</p> <p>(理事の資格及び構成)</p> <p>第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。</p>	<p><非課税措置の適用を受ける場合></p> <p>3 評議員の現在数は、理事の現在数を超える数でなければならない。</p> <p>➤ 「実数」と「現在数」のそれぞれの意味は同一ではあるが、文部科学省が非課税措置の適用を受ける場合の寄附行為作成例として作成。また、当該作成例について国税庁から法令（租税特別措置法施行令）の要件を満たしていることの回答を得ていることから、非課税措置の適用を受ける場合は上記の内容に沿って作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「別紙2」（P.33）を参照すること。 ● 「別紙3」（P.37）を参照すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。 <p>(理事の資格及び構成)</p> <p>第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。</p>

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の任期)</p> <p>第9条 理事の任期は、選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任し理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 理事は、再任されることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 「選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっているか。 □ 「〇年」は4年以内の期間であるか。 ※ 任期の終期は、法律の規定により「定時評議員会の終結の時まで」となるため、「年度末まで」等とすることは不可。 ※ 任期を「〇年間」等の不変期間とすることも不可。 ※ 第6条（理事選任機関）のうち<例2-3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合>（P.37）としたときにおいて、任期を理事選任機関ごと等に分けてそれぞれ定めることも可能。ただし、理事選任機関ごと等に異なる任期となることについて合理的な理由があることや、監事・評議員の任期が、最も任期が長い理事の任期以上となっている必要があるため要注意。 ※ 補欠の理事の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。
<p>(理事の解任及び退任)</p> <p>第10条 . . .</p> <p>(理事に欠員を生じた場合の措置)</p> <p>第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。</p> <p>2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「別紙4」（P.41）を参照すること。
<p>第2節 理事会及び理事の職務等</p> <p>(理事会の構成)</p> <p>第12条 理事会は、全ての理事で組織する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第5条」を「第6条」に変更すること。

寄附行為作成例	備考									
<p>(理事会の権限) 第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>(理事の職務) 第14条 . . .</p> <p>(代表権の制限) 第15条 . . .</p> <p>(理事の報告義務) 第16条 . . .</p> <p>第3節 理事会の運営</p> <p>(招集) 第17条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事会の職務として、法律で規定されたもの以外を行うこととする場合には、寄附行為にその旨の記載を行うこと。 ● 「別紙5」(P.43)を参照すること。 ● 「別紙6」(P.93)を参照すること。 ● 「別紙7」(P.101)を参照すること。 ● 理事長以外の理事が理事会招集を担当する場合には「理事長」の部分を担当理事とするなど、寄附行為にその旨を規定すること。 ● 第1項及び第2項に関する「可能」又は「不可」の内容は下表のとおり。 <table border="1" data-bbox="1189 970 2072 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>可能</th> <th>不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>招集</td> <td>理事長以外の理事を招集担当権者とする事。</td> <td>理事及び本作成例第28条第2項の場合における監事以外の者が理事会を招集する仕組みを設ける事。</td> </tr> <tr> <td>理事会の開催方法</td> <td>オンライン開催</td> <td>書面開催</td> </tr> </tbody> </table> ● 本作成例第17条第1項において「理事長」を理事会の招集担当理事とした場合であり、理事長以外の者を招集担当理事とした場合は、網掛け部分を当該理事に置き換えること。 		可能	不可	招集	理事長以外の理事を招集担当権者とする事。	理事及び本作成例第28条第2項の場合における監事以外の者が理事会を招集する仕組みを設ける事。	理事会の開催方法	オンライン開催	書面開催
	可能	不可								
招集	理事長以外の理事を招集担当権者とする事。	理事及び本作成例第28条第2項の場合における監事以外の者が理事会を招集する仕組みを設ける事。								
理事会の開催方法	オンライン開催	書面開催								

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。</p> <p>5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● なお、第4項のうち「5日以内」及び「2週間以内」の期限は、法律で定める事項であるため変更不可。 ● 第6項について、招集通知の発出期限は1週間より短縮することも可能。
<p>(運営)</p> <p>第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1項について、理事長以外の理事を議長とすることも可能。 ● 収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に変更すること。
<p>(決議)</p> <p>第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通決議の要件を加重することも可能。 ● 「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない。 ● 「特別の利害関係」は、改正後の私立学校法施行規則第12条において、次のとおり規定されている。
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 一方の者が他方の者の使用人である関係 ③ 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ④ 一方の者が他方の者の②から③に掲げる関係の者の配偶者である関係 ⑤ 一方の者が他方の者の①から③までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする関係 </div>

寄附行為作成例	備考
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) この寄附行為の変更</p> <p>(2) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(3) 基本財産の処分</p> <p>(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(5) 残余財産の帰属者の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>左欄の規定を置く場合（非課税措置の適用を受けない場合）の留意事項</u>は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>収益事業を行う場合には、第6号として「収益を目的とする事業に関する重要な事項」を追加すること。</u> ➤ 3分の2を上回る割合とすることも可能。 ➤ 第2号以降に規定する事項を特別決議としないことも可能。 ➤ 第2号以降に規定する事項を学校法人の判断で、別の項（第3項）に規定することも可能。 ● <u>非課税措置の適用を受ける場合、第2項を次のとおり規定すること。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) この寄附行為の変更</p> <p>(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(3) この法人の合併</p> <p>(4) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(5) 第59条第1項各号に定める書類の承認</p> <p>(6) 基本財産の処分</p> <p>(7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(8) 残余財産の帰属者の決定</p> <p>(9) <u>収益を目的とする事業に関する重要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第5号の「第59条」は、本作成例のうち「事業報告及び決算」に関する規定をいう（「収益事業を行う場合」、「役員の一部免除を行う場合」、「役員と責任限定契約を締結する場合」のいずれかに該当するときは、当該条番号が変わることに注意が必要である）。 ➤ 第9号は、収益事業を行う場合のみ記載すること。 </div>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(2) この法人の合併</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>左欄の規定を置く場合（非課税措置の適用を受けない場合）、3分の2を上回る割合とすることも可能。</u> ● <u>非課税措置の適用を受ける場合、第3項を次のとおり規定すること。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>3 前2項の決議について特別な利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> </div>

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。</p> <p>(業務の決定の委任)</p> <p>第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第46条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>第5章 監事</p> <p>第1節 選任及び解任等</p> <p>(監事の選任)</p> <p>第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</p> <p>3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 書面や電子メール等による意思表示を認める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要がある。 ● <u>書面開催は不可。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2項については議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第46条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p> </div> ● 収益事業を行う場合には、「第46条」を「第47条」に変更すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>評議員会が選任することとなっているか。</u> <input type="checkbox"/> <u>理事、評議員、職員（教員を含む。）、子法人の役員（監事や監査役等を除く。）、子法人の職員を兼ねることとなっていないか。</u> </div>

寄附行為作成例

備考

- 補欠の監事としてあらかじめ選任した者が監事に就任することとなるタイミングについて、監事の総数が2人を下回らないようにしたい場合には、寄附行為に具体的な人数（2人を超える人数）を記載しておく必要があること。
- 「子法人」について、改正後の私立学校法施行規則第11条に基づき次に掲げるものとされている。

- ① 当該学校法人又はその1若しくは2以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- ② 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える他の法人
 - イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員
 - ロ 当該学校法人の1又は2以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
 - ハ 当該学校法人又はその1若しくは2以上の子法人によって当該構成員に選任された者
 - ニ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であった者

（監事の資格）

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

- 非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。

（監事の資格）

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

寄附行為作成例	備考
<p>(監事の任期)</p> <p>第24条 監事の任期は、選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 監事は、再任されることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 「選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっているか。 □ 「〇年」は6年以内の期間であるか。 □ 「〇年」は理事の任期について寄附行為に規定された期間以上であるか。 ※ 任期の終期は、法律の規定により「定時評議員会の終結の時まで」となるため、「年度末まで」等とすることは不可。 ※ 任期を「〇年間」等の不変期間とすることも不可。 ※ 補欠の監事の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為にその旨を規定すること。
<p>(監事の解任及び退任)</p> <p>第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき</p> <p>2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。</p> <p>3 監事は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本規定が、評議員会が解任する内容となっているか確認すること。 ● 監事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必要があること。 ● 「30日以内」の期限は、法律で規定されている事項であるため変更不可。 ● 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう（以下同様）。

寄附行為作成例	備考
<p>(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)</p> <p>第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</p> <p>3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。</p> <p>4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</p> <p>5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。</p> <p>(監事に欠員を生じた場合の措置)</p> <p>第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。</p> <p>2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第2節 職務等</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第5条」を「第6条」に変更すること。 ● 第1項第2号の「3月以内」については、改正後の私立学校法第103条第2項において、毎会計年度終了後3月以内に計算書類等を作成しなければならないとされていることを踏まえたものであるが、学校法人の判断で、より短い期間とすることも可能。

寄附行為作成例	備考
<p>(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに大阪府教育長（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務</p> <p>2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。</p> <p>(調査権限等)</p> <p>第29条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1項第5号について、理事会及び評議員会の招集担当理事を理事長以外の理事にしている場合には、当該理事に対して請求されていることとなっているか確認すること。 ● 第2項のうち「5日以内」及び「2週間以内」の期限は、法律で定める事項であるため変更不可。 ● 子法人がある場合には、第2項以降を次のとおり規定すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「子法人」について、改正後の私立学校法施行規則第11条に規定されている（本作成例13ページ参照）。

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の行為の差止め)</p> <p>第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>第6章 評議員会及び評議員</p> <p>第1節 評議員の選任及び解任等</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第31条 . . .</p> <p>(評議員の資格)</p> <p>第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。</p> <p>(評議員の任期)</p> <p>第33条 評議員の任期は、選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 評議員は、再任されることができる。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「別紙8」(P.117)を参照すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。 <div data-bbox="1167 815 2069 1050" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(評議員の資格)</p> <p>第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。</p> </div> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <div data-bbox="1189 1169 2069 1369" style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっているか。 <input type="checkbox"/> 「〇年」は6年以内の期間であるか。 <input type="checkbox"/> 「〇年」は理事の任期について寄附行為に規定された期間以上であるか。 </div>

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員の解任及び退任)</p> <p>第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき</p> <p>2 評議員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p> <p>3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。</p> <p>第2節 評議員会及び評議員の職務等</p> <p>(評議員会の構成)</p> <p>第35条 評議員会は、全ての評議員で組織する。</p> <p>(評議員会の職務等)</p> <p>第36条 . . .</p>	<p>※ 任期を「〇年間」等の不変期間とすることは不可。</p> <p>※ 任期を選任する機関ごと等に分けてそれぞれ定めることも可能。ただし、選任機関ごとに異なる任期となることについて合理的な理由があることや、最も短い評議員の任期が、最も長い理事の任期以上となっている必要があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補欠の評議員の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておくこと。 ● 原則として、当該評議員を選任した者が解任することができる規定となっているか確認すること。 ● 解任事由を具体的にどのようなものとするかは学校法人の判断であるが、社会通念上合理的かつ適切な内容であることが求められる。 ● 収益事業を行う場合には、「第5条」を「第6条」に変更すること。 ● 「別紙8-2」(P.121)を参照すること。

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の行為の差止めの求め)</p> <p>第37条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条の請求を行うことを求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>(責任追及の訴えの求め)</p> <p>第38条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。</p> <p>第3節 評議員会の運営</p> <p>(開催)</p> <p>第39条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の制度との整合性が図られていない可能性がある点に注意が必要（例：高等教育の修学支援新制度における機関要件の確認申請の期限は6月末であり、その際に決算資料の添付が必要 等）。

寄附行為作成例	備考
<p>(招集)</p> <p>第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。</p> <p>4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項</p> <p>(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨</p> <p>(4) 私立学校法施行規則で定める事項</p> <p>5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>評議員会の招集方法（誰がどのように招集されるのか等）について明記されているか。</u> □ <u>理事（理事長）が招集することとなっているか。</u> ※ 理事が招集することとなっていれば、具体的な招集方法は学校法人の判断に委ねられている（本作成例第40条第4項も参照）。 ※ 理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 3分の1を下回る割合とすることも可能。 ● また、理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるよう（左欄の網掛け部分が当該理事）にしているか確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 3分の1を下回る割合とすることも可能。また、20日を下回る期間とすることも可能。 ● 理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるよう（左欄の網掛け部分が当該理事）にしているか確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>例外的な事由がある場合（「やむを得ない場合」や「緊急を要する場合」）でも、期間の短縮は不可。</u> ● なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員による招集)</p> <p>第41条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、大阪府教育長の許可を得て、評議員会を招集することができる。</p> <p>2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</p> <p>(監事による招集)</p> <p>第42条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第40条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</p> <p>(招集手続の省略)</p> <p>第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(運営)</p> <p>第44条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。</p> <p>(決議)</p> <p>第45条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「20日以内」の期限は、法律で定める事項であるため変更不可。 ● 収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に、「第40条」を「第41条」に、それぞれ変更すること。 ● 評議員会の議長の選任方法等については、学校法人の判断に委ねられている（評議員の議長は評議員のうちから選定されることが通常と考えられる）。 ● 非課税措置の適用を受ける場合には、次のとおり規定すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(決議)</p> <p>第45条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> </div>

寄附行為作成例	備考
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。</p> <p>4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。</p> <p>4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</p> <p>5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p>	<p>● <u>評議員会の決議要件について、法令の要件の加重又は軽減は不可。</u></p> <p>● 書面や電子メール等による意思表示を認める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要がある。</p> <p>● <u>書面開催は不可。</u></p> <p>● 議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。</p> <p>2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p>
<p>(役員の出席等)</p> <p>第47条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。</p> <p>2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。</p>	<p>● 代表業務執行理事及び業務執行理事を置く場合の左欄の「理事長及び監事」の部分について、次のうち該当するものを記載すること。</p> <p>➢ <u>代表業務執行理事</u>（<u>副理事長</u>等の名称を用いるときを含む。以下、本欄において同じ。）を置く場合（将来的には代表業務執行理事を置く可能性がある場合を含む。以下、本欄において同じ。）</p> <p>⇒ 「理事長、代表業務執行理事及び監事」</p>

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">第7章 理事会と評議員会の協議</p> <p style="text-align: center;">（理事会及び評議員会の協議）</p> <p>第48条 . . .</p> <p style="text-align: center;">第8章 予算及び事業計画等</p> <p style="text-align: center;">（会計年度）</p> <p>第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（予算及び事業計画）</p> <p>第50条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。</p> <p style="text-align: center;">（役員及び評議員の報酬）</p> <p>第51条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務執行理事（「常任理事」等の名称を用いるときを含む。以下、本欄において同じ。）を置く場合（将来的には業務執行理事を置く可能性がある場合を含む。以下、本欄において同じ。） ⇒ 「理事長、業務執行理事及び監事」 ➤ 代表業務執行理事及び業務執行理事を置く場合 ⇒ 「理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事」 ◇ 「副理事長」等の名称を用いている場合には「代表業務執行理事」の部分「副理事長」等の名称に、また、「常任理事」等の名称を用いている場合には「業務執行理事」の部分「常任理事」等の名称に、それぞれ変更すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「別紙9」（P.127）を参照のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 予算及び事業計画の作成及び変更は理事会の決議事項であり、<u>特定の理事に委任等することは不可。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 非課税措置の適用を受ける場合には、「支給することができる。」に続けて「ただし、役員の地位にあることのみによって、支給しない。」の一文を追加すること。

寄附行為作成例	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員の一部責任の免除を行う場合には、左欄の第51条の直後に次のとおり規定すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(責任の免除)</p> <p>第52条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。</p> <p>4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。</p> <p>5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本規定は私立学校法第93条第1項に基づく責任の免除（理事会による免除）であり、私立学校法第91条及び第92条に基づく評議員会の決議による責任免除は寄附行為に定めないことも可能。 ➤ 第3項に規定する異議申述期間は、1か月以上の期間としなければならないことに留意する。 ➤ 第4項について、10分の1を下回る割合とすることも可能

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(資産)</p> <p>第52条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第53条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</p> <p>4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>役員と責任限定契約を締結する場合には、左欄の第51条の直後（「責任の免除」に関する規定を置く場合は当該規定の直後）に次のとおり規定すること。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(責任限定契約)</p> <p>第〇条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>網掛け部分は、代表業務執行理事（若しくは「副理事長」等）又は業務執行理事（若しくは「常任理事」等）を置く場合のみ記載すること。</u> ● <u>収益事業を行う場合には、次のとおり規定すること。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(資産の区分)</p> <p>第53条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> </div>

寄附行為作成例	備考
<p>(基本財産の処分制限)</p> <p>第54条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。</p> <p>(積立金の保管)</p> <p>第55条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第56条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。</p> <p>(会計)</p> <p>第57条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。</p>	<p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</p> <p>4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。</p> <p>● 「確実な」の記載は、学校における安定的・継続的な教育活動に資するべく運用の安定性が相当程度期待できる旨の趣旨であり、学校法人の資産運用に関して責任のある意思決定及び管理体制の整備について学校法人で十分検討すること。</p> <p>● <u>収益事業を行う場合には、第2項として次のとおり規定すること。</u></p> <p>2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。</p>

寄附行為作成例	備考
<p>(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)</p> <p>第58条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第59条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 計算書類 (4) 計算書類の附属明細書 (5) 財産目録</p> <p>2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>(財産目録の備置き及び閲覧等)</p> <p>第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第66条第2号において同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>基本財産の処分や借入金、その他予算外における新たな義務の負担又は権利の放棄は理事会の決議事項であり、特定の理事に委任等することは不可。</u> ● 理事長以外の者が作成・報告することも可能。 ● <u>収益事業を行う場合には、第3項として次のとおり規定すること。</u> <ul style="list-style-type: none"> 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。 ● ①収益事業を行う場合、②役員の一部免除を行う場合、③役員と責任限定契約を締結する場合のいずれに該当するときは、条ずれのため「第66条」を次のとおり変更すること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①、②、③のすべて該当するとき …… 「第69条」 ➢ ①、②、③のうち2つ該当するとき …… 「第68条」 ➢ ①、②、③のうち1つ該当するとき …… 「第67条」 ● 閲覧・交付については、評議員、設置する学校に在学する者その他の利害関係人からの請求に対応することで足りる。

寄附行為作成例	備考
<p>3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。</p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第61条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。</p> <p>第10章 寄附行為の変更</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p>第62条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。</p>	<p>● 「寄附行為の変更」を評議員会の決議事項とする場合（(別紙8-2)のうち<例8-2-4> (P.126)を採用する場合）には、次のとおり規定すること。</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p>第62条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。</p> <p>➤ 網掛け部分は、改正後の私立学校法第23条第1項第4号及び第16号に掲げる事項のみを諮問事項とする場合（(別紙8-2)のうち<例8-2-3> (P.125)を採用する場合）のみ記載すること。</p>

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">第11章 解散及び合併</p> <p>(解散)</p> <p>第63条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産手続開始の決定</p> <p>(5) 大阪府教育長の解散命令</p> <p>2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府教育長の認可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者)</p> <p>第64条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、国又は地方公共団体に帰属する。</p> <p>(合併)</p> <p>第65条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。</p>	<p>● 解散事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解散を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要がある。</p> <p>● <u>解散に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、次のとおり規定すること。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(解散)</p> <p>第63条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会の決議による決定</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産手続開始の決定</p> <p>(5) 大阪府教育長の解散命令</p> <p>2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府教育長の認可を受けなければならない。</p> </div> <p>● <u>残余財産の帰属者を定める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要がある。</u></p> <p>● <u>合併に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のとおり規定すること。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(合併)</p> <p>第65条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。</p> </div>

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">第12章 補則</p> <p>(情報の公表)</p> <p>第66条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容</p> <p>(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第67条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第68条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 ⋮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務であるが、大阪府における補助金の交付条件により左記の内容の公表が必要であるなど、学校法人の実態に応じて規定すること。 ● 設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。 ● 「別紙10」(P. 129) を参照のこと。

「目的」に関する規定について（第3条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「目的」に関する規定に関して、学校法人の種別に合わせて3パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例1-1	小中高法人の場合	31
例1-2	幼稚園法人の場合	31
例1-3	準学校法人の場合	32

<例1-1：小中高法人の場合>

寄附行為作成例	備考
(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、 ○○な人材を育成することを目的とする。	

<例1-2：幼稚園法人の場合>

寄附行為作成例	備考
(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、幼児教育を行うこ とを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記は私立幼稚園又は幼稚園型認定こども園を設置する場合の例。 ● 私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）に加えて幼保連携型認定こども園も設置する学校法人の場合は、次のとおり規定すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、幼児教育及び保育を行うことを目的とする。 </div> ● 幼保連携型認定こども園のみを設置する学校法人の場合は、次のとおり規定すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 第3条 この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、幼児教育及び保育を行うことを目的とする。 </div>

<例 1-3 : 準学校法人の場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、 〇〇な人材を育成することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 「学校教育を行い、」の箇所について、準学校法人については必置の文言ではない。

「理事選任機関」に関する規定について（第6条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「理事選任機関」に関する規定に関して、その構成等に合わせて4パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例2-1	評議員会を理事選任機関とする場合	33
例2-2	独立した理事選任機関を置く場合	34
例2-3	理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合	35
例2-4	理事会を理事選任機関とする場合	36

※ 理事選任機関を理事会のみとすることも不可能ではないが、今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断すること。

- 理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられている。ただし、理事選任機関の構成及び運営、監事からの報告の方法等は、寄附行為に必ず規定しなければならないことに留意する。
- 本規定を作成するにあたっては、次に示すチェックポイントを踏まえること。
 - 理事選任機関の構成員について（構成員の属性、人数及び任期のほか、構成員の選任方法等）明記されているか。
 - 理事会・評議員会以外の理事選任機関については、運営方法（招集や決議に関する事項等）が明記されているか（運営方法の詳細について理事選任機関運営規程等の下位規則に委任することも可能。また、必要な事項が寄附行為で定められている場合には、下位規則を設ける必要はない）。
- ※ 理事選任機関が評議員会・理事会の場合は、理事選任機関の運営方法は評議員会・理事会のそれぞれの運営方法に則って行うこととなる（特に、理事選任機関が評議員会の場合は、決議要件の加重が不可であることなどに留意が必要である）。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

<例2-1：評議員会を理事選任機関とする場合>

寄附行為作成例	備考
(理事選任機関) 第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるよう（左欄の網掛け部分が当該理事）にしているか確認すること。

＜例 2-2：独立した理事選任機関を置く場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事選任機関)</p> <p>第6条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。</p> <p>3 理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。</p> <p>4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。ただし、当該定められた者が不在であるとき又は当該定められた者に事故があるときは、理事長が招集する。</p> <p>5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。</p> <p>7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第4項に規定する者をいう。以下この項及び第28条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるようにしていること。 ● 理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。 ● 収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に変更すること。

<例 2-3 : 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(理事選任機関)</p> <p>第6条 この法人に、次の理事選任機関を置く。</p> <p>(1) 理事会</p> <p>(2) 評議員会</p> <p>(3) 外部理事選任委員会</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 理事会 全ての理事</p> <p>(2) 評議員会 全ての評議員</p> <p>(3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名</p> <p>3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。</p> <p>4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。</p> <p>5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。ただし、当該定められた者が不在であるとき又は当該定められた者に事故があるときは、理事長が招集する。</p> <p>6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。</p> <p>8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第28条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるようにしていること。 ● 評議員会を除く理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。 ● 収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に変更すること。

＜例 2-4：理事会を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事選任機関)</p> <p>第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。</p> <p>3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事長以外の理事を理事会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるよう（左欄の網掛け部分が当該理事）にしているか確認すること。

「理事の選任」に関する規定について（第7条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「理事の選任」に関する規定について、理事選任機関の構成等に合わせて4パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例3-1	評議員会を理事選任機関とする場合	37
例3-2	独立した理事選任機関を置く場合	38
例3-3	理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合	38
例3-4	理事会を理事選任機関とする場合	39

- 本規定を作成するにあたっては、次に示すチェックポイントを踏まえること。

- 監事又は評議員を兼ねることとなっていないか。
- 校長（園長）である理事が1人以上は含まれる構成になっているか。

- ※ 教学における役職者（校長（園長）を含む。）などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事となる仕組み（いわゆる充て職とする仕組み）を設けることはできないので注意が必要である。
- ※ 各例の最後の規定にある補欠の理事について、あらかじめ選任した者が補欠の理事に就任する際、理事の総数が5人を下回ることがないようにする場合には、寄附行為に具体的な人数（6人以上）を規定しておく必要がある。

- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

＜例3-1：評議員会を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長（園長）のうちから評議員会において選任した者 ○名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長（園長）である理事（前項第1号により選任される理事）が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u>

＜例3-2：独立した理事選任機関を置く場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長(園長)のうちから理事選任機関において選任した者 ○名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長(園長)である理事(前項第1号により選任される理事)が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u></p>

＜例3-3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長(園長)のうちから理事会において選任した者 ○名</p> <p>(2) 評議員会において選任した者 ○名</p> <p>(3) 外部理事選任委員会において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長(園長)である理事(前項第1号により選任される理事)が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u></p>

<例 3-4 : 理事会を理事選任機関とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長(園長)のうちから理事会において選任した者 ○名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、理事会において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなる時に備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長(園長)である理事(前項第1号により選任される理事)が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u></p>

—このページは空白です。—

「理事の解任及び退任」に関する規定について（第10条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「理事の解任及び退任」に関する規定について、理事選任機関の構成等に合わせて2パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例 4 - 1	評議員会を理事選任機関とする場合	41
例 4 - 2	上記以外の場合（「独立した理事選任機関を置く場合」、「理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合」又は「理事会を理事選任機関とする場合」）	42

- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

＜例 4 - 1：評議員会を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の解任及び退任)</p> <p>第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき</p> <p>2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。</p> <p>3 理事は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1項について、理事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必要がある。 ● 第2項について、「30日以内」の期限は、<u>法律で定める事項であるため変更不可。</u> ● 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう。

＜例 4－2：「評議員会を理事選任機関とする場合」以外のケース＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の解任及び退任)</p> <p>第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき</p> <p>2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。</p> <p>3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。</p> <p>4 理事は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1項について、理事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必要がある。 ● 当該理事を選任した理事選任機関が解任を求めることができる規定となっているか確認すること（左欄の第2項のように定めておくこと）。 ● 第3項について、「<u>2週間</u>」及び「<u>30日以内</u>」の期限は、<u>法律で定める事項であるため変更不可</u>。 ● 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう。

「理事の職務」に関する規定について（第14条関係）

（説明事項）

- 改正私立学校法第37条に基づき、学校法人は理事長以外に業務執行を行う理事として「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」を置くことができる。「代表業務執行理事」は「学校法人を代表し、理事長を補佐して業務を掌理する」（改正法第37条第7項）ものであり、また、「業務執行理事」は「理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する」（改正法同条第8項）ものとされている。
- 「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」のそれぞれについて、次に示す3つのケースのどれかを選択すること。
 - 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合（令和7年4月1日をもって置く場合）（※）
 - 令和7年4月1日時点では置かないものの、将来的には置く可能性がある場合（※）
 - 置かない場合（置く予定がない場合）
- また、上記のうち「（※）」の場合では、学校法人内で特定の役職（「代表業務執行理事」であれば「副理事長」等、「業務執行理事」であれば「常任理事」等）をもって「代表業務執行理事」又は「業務執行理事」とするか否かでケースが分かれる。
- 以上のケースをまとめると下表のとおり25のパターンが形成され、各々のパターンについて例示する。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ



		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例5-1 (44)	例5-2 (46)	例5-3 (48)	例5-4 (50)	例5-5 (52)
	②	例5-6 (54)	例5-7 (56)	例5-8 (58)	例5-9 (60)	例5-10 (62)
	③	例5-11 (64)	例5-12 (66)	例5-13 (68)	例5-14 (70)	例5-15 (72)
	④	例5-16 (74)	例5-17 (76)	例5-18 (78)	例5-19 (80)	例5-20 (82)
	⑤	例5-21 (84)	例5-22 (86)	例5-23 (88)	例5-24 (90)	例5-25 (92)

※（ ）内の数字は、本作成例のページ番号を示す。

<例5-1：下表の「①」及び「ア」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>7 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>8 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>10 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 決議要件を加重することは可能。 ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。

<例5-2: 下表の「①」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考				
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。

<例5-3: 下表の「①」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>7 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>8 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>10 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常任理事（第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。

<例5-4：下表の「①」及び「エ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考				
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は業務執行理事（第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。

<例5-5：下表の「①」及び「オ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考				
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。

<例5-6：下表の「②」及び「ア」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。

<例5-7: 下表の「②」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考								
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">□</td> <td style="padding: 2px;">理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">□</td> <td style="padding: 2px;">理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">□</td> <td style="padding: 2px;">代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">□</td> <td style="padding: 2px;">代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	□	理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	□	理事長は、理事会が解職することとなっているか。	□	代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	□	代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
□	理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。								
□	理事長は、理事会が解職することとなっているか。								
□	代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。								
□	代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。								

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。

<例5-8: 下表の「②」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考				
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常任理事（第4項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。

<例5-9：下表の「②」及び「エ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考				
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事（第4項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。

<例5-10：下表の「②」及び「オ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</u> □ <u>理事長は、理事会が解職することとなっているか。</u> ➢ <u>理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。</u> ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</u> □ <u>代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</u> ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>5 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>6 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。

<例5-11: 下表の「③」及び「ア」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>7 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>8 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>10 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長（第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。

<例5-12: 下表の「③」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長（第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。

<例5-13: 下表の「③」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考				
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>7 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>8 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>10 第3項により副理事長を選定するとき又は第5項により常任理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。 ● 副理事長及び常任理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において副理事長の選定を行うこと等により対応すること。

<例5-14: 下表の「③」及び「エ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> □ 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 第3項により副理事長を選定するとき又は第5項により業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 <ul style="list-style-type: none"> ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。 ● 副理事長及び業務執行理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において副理事長の選定を行うこと等により対応すること。

例5-15: 下表の「③」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 第3項により副理事長を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。 ● <u>副理事長が選定されていない場合</u>で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において副理事長の選定を行うこと等により対応すること。

<例5-16: 下表の「④」及び「ア」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事（第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。

<例5-17: 下表の「④」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➤ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事（第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。

<例5-18: 下表の「④」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考				
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>9 第3項により代表業務執行理事を選定するとき又は第4項により常任理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。 ● 代表業務執行理事及び常任理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において代表業務執行理事の選定を行うこと等により対応すること。

<例5-19: 下表の「④」及び「エ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</u> □ <u>理事長は、理事会が解職することとなっているか。</u> ➢ <u>理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。</u> ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</u> □ <u>代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</u> ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>8 第3項により代表業務執行理事を選定するとき又は第4項により業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 <input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➤ 決議要件を加重することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。 ● 代表業務執行理事及び業務執行理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において代表業務執行理事の選定を行うこと等により対応すること。

<例5-20: 下表の「④」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</u> □ <u>理事長は、理事会が解職することとなっているか。</u> ➢ <u>理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。</u> ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</u> □ <u>代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</u> ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>6 第3項により代表業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。 ● 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。 ● 代表業務執行理事が<u>選定されていない場合</u>で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において代表業務執行理事の選定を行うこと等により対応すること。

<例5-21: 下表の「⑤」及び「ア」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>6 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。

<例5-22：下表の「⑤及び「イ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。 □ 理事長は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。 □ 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。 ➢ 決議要件を加重することは可能。

寄附行為作成例	備考
<p>5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>6 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。

<例5-23: 下表の「⑤」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

寄附行為作成例	備考				
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p> <p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>6 常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 第3項により常任理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。

<例5-24：下表の「⑤」及び「エ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考				
<p>（理事の職務）</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➢ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 決議要件を加重することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。					
<input type="checkbox"/> 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。					

寄附行為作成例	備考
<p>5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>6 第3項により業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。 ● この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。

<例 5-25 : 下表の「⑤」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

寄附行為作成例	備考		
<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>4 理事長に事故があるときは、理事会の決議により理事のうちから代表業務執行理事を選定し、当該代表業務執行理事がその職務を行うことができる。</p> <p>5 前項の場合において、代表業務執行理事を解職するときは、理事会の決議により行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。 ➤ 次に示す内容を記載することは可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。 ◇ 理事長の任期を設定すること。 ◇ 決議要件を加重すること。 ● 理事長に事故がある場合は、代表業務執行理事を選定し、学校法人運営に支障をきたさないよう留意すること。 ● なお、通常時は代表業務執行理事を置かず、理事長に事故があるときに限り代表業務執行理事を置き、理事長が復帰したときに当該代表業務執行理事を解職する仕組みとする場合において、自動的に代表業務執行理事を解職することはできないが、代表業務執行理事の任期を理事長復帰時までなどとすることで、事実上構築することは可能。 	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。	<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。			
<input type="checkbox"/> 理事長は、理事会が解職することとなっているか。			

「代表権の制限」に関する規定について（第15条関係）

（説明事項）

- 本別紙では「代表権の制限」に関する規定について、「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」の設置有無等に合わせて5パターン例示する。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ



		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-1 (94)
	②	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-2 (95)
	③	例6-1 (94)	例6-1 (94)	例6-3 (96)	例6-3 (96)	例6-3 (96)
	④	例6-2 (95)	例6-2 (95)	例6-4 (97)	例6-4 (97)	例6-4 (97)
	⑤	例6-5 (98)	例6-5 (98)	例6-5 (98)	例6-5 (98)	例6-6 (99)

※ () 内の数字は、本作成例のページ番号を示す。

<例6-1：下表の「①」（業務執行理事のパターン記号を問わない。）、「③」及び「ア」並びに「③」及び「イ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
（代表権の制限） 第15条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	

<例6-2：下表の「②」（業務執行理事のパターン記号を問わない。）、「④」及び「ア」並びに「④」及び「イ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
（代表権の制限） 第15条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	

<例6-3：下表の「③」及び「ウ」、「③」及び「エ」並びに「③」及び「オ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
<p>（代表権の制限） 第15条 理事長及び副理事長（前条第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	

<例6-4：下表の「④」及び「ウ」、「④」及び「エ」並びに「④」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
<p>(代表権の制限) 第15条 理事長及び代表業務執行理事（前条第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	

<例6-5：下表の「⑤」及び「ア」、「⑤」及び「イ」、「⑤」及び「ウ」並びに「⑤」及び「エ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
（代表権の制限） 第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	

<例6-6：下表の「⑤」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1	例6-1
	②	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2	例6-2
	③	例6-1	例6-1	例6-3	例6-3	例6-3
	④	例6-2	例6-2	例6-4	例6-4	例6-4
	⑤	例6-5	例6-5	例6-5	例6-5	例6-6

寄附行為作成例	備考
<p>(代表権の制限)</p> <p>第15条 理事長及び代表業務執行理事（前条第4項により選定する場合に限る。以下同じ。）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	

—このページは空白です。—

「理事の報告義務」に関する規定について（第16条関係）

（説明事項）

- 本別紙では「理事の報告義務」に関する規定について、「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」の設置有無等に合わせて15パターン例示する。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ



		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1 (102)	例 7-2 (103)	例 7-1 (102)	例 7-2 (103)	例 7-3 (104)
	②	例 7-4 (105)	例 7-5 (106)	例 7-4 (105)	例 7-5 (106)	例 7-6 (107)
	③	例 7-1 (102)	例 7-2 (103)	例 7-7 (108)	例 7-8 (109)	例 7-3 (104)
	④	例 7-4 (105)	例 7-5 (106)	例 7-9 (110)	例 7-10 (111)	例 7-6 (107)
	⑤	例 7-11 (112)	例 7-12 (113)	例 7-13 (114)	例 7-14 (115)	例 7-6 (107)

※ () 内の数字は、本作成例のページ番号を示す。

<例7-1: 下表の「①」及び「ア」、「①」及び「ウ」並びに「③」及び「ア」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、副理事長及び常任理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-2：下表の「①」及び「イ」、「①」及び「エ」並びに「③」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-3: 下表の「①」及び「オ」並びに「③」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長及び副理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-4：下表の「②」及び「ア」、「②」及び「ウ」並びに「④」及び「ア」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、代表業務執行理事及び常任理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-5: 下表の「②」及び「イ」、「②」及び「エ」並びに「④」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-6：下表の「②」及び「オ」、「④」及び「オ」並びに「⑤」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長及び代表業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-7: 下表の「③」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、副理事長及び常任理事（第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-8：下表の「③」及び「エ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、副理事長及び業務執行理事（第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-9: 下表の「④」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、代表業務執行理事及び常任理事（第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-10: 下表の「④」及び「エ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事(第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。)は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-11: 下表の「⑤」及び「ア」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長及び常任理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-12: 下表の「⑤」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-13: 下表の「⑤」及び「ウ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長及び常任理事(第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。)は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること(例えば、3月と9月の年2回報告すること)も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-14：下表の「⑤」及び「エ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 理事長及び業務執行理事（第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

—このページは空白です。—

「評議員の選任」に関する規定について（第31条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「評議員の選任」に関する規定に関して、その方法等に合わせて3パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例8-1	評議員会で評議員を選任する場合	118
例8-2	評議員と第三者機関で評議員を選任する場合	119
例8-3	理事会と評議員会で評議員を選任する場合	120

- 評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられている。
- 本規定を作成するにあたっては、次に示すチェックポイントを踏まえること。

- 理事や監事を兼ねることとなっていないか。
- 職員が1人以上は含まれる構成となっているか。
- 設置する学校を卒業した者で25歳以上の者が1人以上は含まれる構成になっていること（要件を満たす卒業生がない場合は、本作成例「別紙10」（附則）の規定ぶりを参考にすること）。
- 職員が評議員の総数の3分の1を超える構成になっていないこと。
- 理事又は理事会が選任する評議員が評議員の総数の2分の1を超える構成になっていないこと。

- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

<例 8-1 : 評議員会で評議員を選任する場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員の選任)</p> <p>第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。</p> <p>(1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名</p> <p>(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から選任した者 ○○名</p> <p>(3) 学識経験者の中から選任した者 ○○名</p> <p>2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。</p> <p>5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2項について、職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。<u>ただし、職員評議員(前項第1号により選任された評議員)が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する。</u> ● 第5項について、評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。 ● 評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる。なお、決議要件の加重が不可であることなどに留意する。

<例 8 - 2 : 評議員と第三者機関で評議員を選任する場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員の選任)</p> <p>第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ○○名</p> <p>(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者 ○○名</p> <p>(3) 学識経験者のうちから、第3号評議員選任委員会(本条第3項により構成されるものをいう。以下、本条において同じ。)において選任した者 ○○名</p> <p>2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 第3号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。</p> <p>4 評議員会及び第3号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。</p> <p>6 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。</p>	<p>● 第2項について、職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。<u>ただし、職員評議員(前項第1号により選任された評議員)が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する。</u></p> <p>● 第6項について、評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。</p> <p>● 評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる。なお、決議要件の加重が不可であることなどに留意が必要である。</p>

＜例 8-3：理事会と評議員会で評議員を選任する場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員の選任)</p> <p>第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ○○名</p> <p>(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者 ○○名</p> <p>(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○名</p> <p>2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 理事会及び評議員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。</p> <p>5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2項について、職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。<u>ただし、職員評議員(前項第1号により選任された評議員)が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する。</u> ● 第5項について、評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。 ● 評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる。なお、決議要件の加重が不可であることなどに留意する。

「評議員会の職務等」に関する規定について（第36条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「評議員会の職務等」に関する規定に関して、その方法等に合わせて4パターン例示する。

※ 下表のうち「○」が記載されている事項は決議事項を、記載がない事項は諮問事項を、それぞれ示す。

事 項		例 番 号			
		例 8 - 2 - 1	例 8 - 2 - 2	例 8 - 2 - 3	例 8 - 2 - 4
重要な資産の処分又は譲受け					○
多額の借財					○
予算及び事業計画の作成又は変更					○
役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）					○
寄附行為の変更（注）	a) 改正法第23条第1項第4号及び第16号に掲げる事項に関する変更				○
	b) 改正法第23条第1項第1号から第3号まで、第5号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事項に関する変更			○	○
収益事業に関する重要な事項					○
予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄					○
寄附金品の募集に関する事項					○
改正法第109条第1項第1号に定める事由（理事会の決議による決定）による解散（☆）			○	○	○
合併（☆）			○	○	○
作成例ページ番号		123	124	125	126

(注) 寄附行為に少なくとも定める必要がある項目に関する根拠規定である、改正法私立学校法23条第1項に掲げる事項は次ページのとおり。なお、第11号「会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項」については、本作成例において会計監査人を置くことを規定していないため割愛する。

号番号	項目 (条文抜粋)	上表の項目記号
第1号	目的	a)
第2号	名称	a)
第3号	その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）	a)
第4号	事務所の所在地	b)
第5号	理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項	a)
第6号	理事会の招集その他理事会に関する事項	a)
第7号	監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項	a)
第8号	評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項	a)
第9号	評議員会の招集その他評議員会に関する事項	a)
第10号	理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項	a)
第12号	資産及び会計に関する事項	a)
第13号	収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項	a)
第14号	解散に関する事項	a)
第15号	寄附行為の変更に関する事項	a)
第16号	公告の方法	b)

- 評議員会における決議事項及び諮問事項の内容は学校法人の判断に委ねられているが、前ページのパターン表に示す事項のうち（☆）の事項（「改正法第109条第1項第1号に定める事由（理事会の決議による決定）による解散」及び「合併」）を決議事項としない場合には、必ず諮問事項に位置付けることが必要である（前ページの表では「例8-2-1」が該当する）。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

<例 8-2-1 : 121ページのパターン表に掲げる事項の全てを諮問事項とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員会の職務等)</p> <p>第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(1) 重要な資産の処分又は譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更</p> <p>(5) 寄附行為の変更</p> <p>(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(7) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(8) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(9) 合併</p> <p>(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>収益事業を行う場合には、第5号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第5号以降の規定を1号繰り下げること。</u>

<例 8-2-2 : 121ページのパターン表のうち「解散」及び「合併」のみを決議事項とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員会の職務等)</p> <p>第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 重要な資産の処分又は譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更</p> <p>(5) 寄附行為の変更</p> <p>(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(7) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。</p> <p>(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(2) 合併</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>収益事業を行う場合には、第5号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第5号以降の規定を1号繰り下げること。</u>

<例 8-2-3 : 121ページのパターン表のうち「解散」、「合併」及び「改正法第23条第1項第1号から第3号まで、第5号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事項に関する変更」のみを決議事項とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員会の職務等)</p> <p>第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 重要な資産の処分又は譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更</p> <p>(5) 私立学校法第23条第1項第4号及び第16号に掲げる事項に関する寄附行為の変更</p> <p>(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(7) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。</p> <p>(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで、第5号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事項に関する寄附行為の変更</p> <p>(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(3) 合併</p>	<p>● <u>収益事業を行う場合には、第5号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第5号以降の規定を1号繰り下げること。</u></p>

<例 8-2-4 : 121ページのパターン表に掲げる事項の全てを決議事項とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(評議員会の職務等)</p> <p>第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。</p> <p>(1) 重要な資産の処分又は譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更</p> <p>(5) 寄附行為の変更</p> <p>(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(7) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(8) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(9) 合併</p> <p>(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>収益事業を行う場合には、第5号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第5号以降の規定を1号繰り下げること。</u>

「理事会及び評議員会の協議」に関する規定について（第48条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「理事会及び評議員会の協議」に関する規定に関して、理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取扱いに合わせて2パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例9-1	理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合	127
例9-2	理事・評議員協議会を設置する場合	128

- 理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取扱いについては学校法人の判断に委ねられているが、業務の円滑な推進のためにも積極的に検討を行うこと（理事会の決議及び評議員会の決議の両方を必要とする事項がない場合においては、規定する必要はない）。
- ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

＜例9-1：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。</p> <p>2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。</p> <p>3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p>	

＜例 9－2：理事・評議員協議会を設置する場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。</p> <p>3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。</p> <p>4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p> <p>6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事・評議員協議会の決議要件は、加重することも可能。

附則について

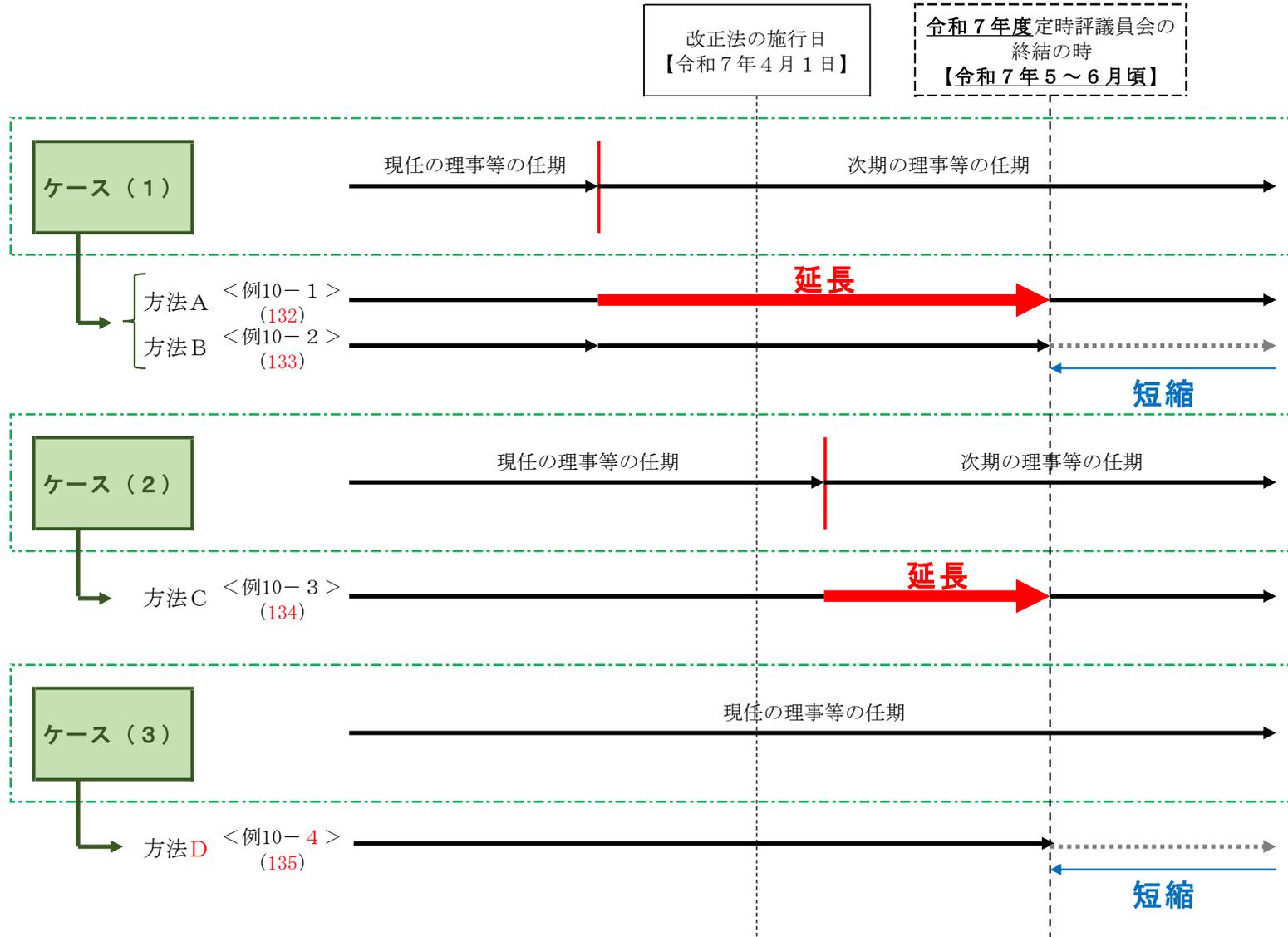
(説明事項)

- 既存の学校法人が改正私立学校法への対応した寄附行為の変更を行うことに伴い、附則の追記にあたっては、現任の理事等の任期が次に示すケースのうち該当するものを確認するとともに、改正法の施行日と次期の理事の任期等を踏まえ、適切に継続して理事等を設置できているかについて、注意する必要がある。
- 本資料では、下図に示すケース及び選択する任期の取扱方法ごとに、追記する附則の内容を例示する。

ケース	任期の取扱方法	追記する附則の内容 (例示)	本作成例ページ番号
<u>ケース (1)</u> 令和7年3月31日までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース	<u>方法A</u> 現在の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法	例10-1	132
	<u>方法B</u> 次期の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する方法	例10-2	133
<u>ケース (2)</u> 令和7年4月1日から令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時までの間現任の理事等の任期の終期が到来する場合	<u>方法C</u> 現在の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法	例10-3	134
<u>ケース (3)</u> 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時以降に現任の理事等の任期の終期が到来する場合	<u>方法D</u> 現在の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで短縮する方法（改正法が求める役員及び評議員の資格・構成を <u>満たさない</u> とき）	例10-4	135

- 「改正法が求める役員及び評議員の資格・構成」とは、改正法第31条に規定する「理事の資格及び構成」、第46条に規定する「監事の資格」及び第62条に規定する「評議員の資格及び構成」をいう。

<ケース及び任期の取扱方法別イメージ図>



※ () 内の数字は、本作成例のページ番号を示す。

<改正法(抄)>

(理事の資格及び構成)

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
 - 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
 - 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者(第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。)は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。
- 一 当該学校法人の設置する私立学校(二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校)の校長(学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。)
 - 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員(子法人(学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。))の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

(監事の資格)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 一 第三十一条第一項各号に掲げる者
 - 二 被解任役員
- 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。
- 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

(評議員の資格及び構成)

第六十二条 第三十一条第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。
- 3 評議員には、次に掲げる者(第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。)が含まれなければならない。
 - 一 当該学校法人の職員
 - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもの(前号に掲げる者を除く。)
- 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。
- 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
 - 一 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。
 - 二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。
 - 三 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。

<例10-1:『現任の理事等の任期満了日』が令和7年3月31日以前である場合のうち、「現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法」の場合(「ケース(1)」の「方法A」の場合)の附則の例>

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 令和△年△月△日に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。</p> <p>3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。</p> <p>4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。</p> <p>5 第31条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒学生の父母」と読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● □及び△の日付は、各学校法人が実現したい内容を踏まえて適切に設定すること。□及び△の日付は認可日以降とする必要がある。 ● 左記第4項は、前項(第3項)の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする経過措置の例。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上の場合に限り、第4項の直後に次のとおり経過措置の規定を追加すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>5 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第32条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。</p> <p>➢ 収益事業を行う場合には、上記条文のうち「第32条」を「第33条」に変更すること。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 左記第5項については、私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がない場合において、必要に応じて規定する。 ● 収益事業を行う場合には、「第31条」を「第32条」に変更すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上のときにおける経過措置の規定を追加するケースでは、左記の項番号を「6」とすること。

<例10-2:『現任の理事等の任期満了日』が令和7年3月31日以前である場合のうち、「次期の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する方法」の場合（「ケース（1）」の「方法B」の場合）の附則の例>

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。</p> <p>3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。</p> <p>4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。</p> <p>5 第31条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒学生^{学生}の父母」と読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記第4項は、前項（第3項）の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする経過措置の例。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上の場合に限り、第4項の直後に次のとおり経過措置の規定を追加すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>5 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第32条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。</p> <p>➢ 収益事業を行う場合には、上記条文のうち「第32条」を「第33条」に変更すること。</p> </div> ● 左記第5項については、私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がない場合において、必要に応じて規定する。 ● 収益事業を行う場合には、「第31条」を「第32条」に変更すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上のときにおける経過措置の規定を追加するケースでは、左記の項番号を「6」とすること。

<例10-3 : 『現任の理事等の任期満了日』が、令和7年4月1日から『定時評議員会の終結の時』までである場合のうち、「現在の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法」の場合（「ケース（2）」の「方法C」の場合）の附則の例>

寄附行為作成例	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。</p> <p>3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。</p> <p>4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。</p> <p>5 第31条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒学生^{学生}の父母」と読み替える。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 左記第4項は、前項（第3項）の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする経過措置の例。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上の場合に限り、第4項の直後に次のとおり経過措置の規定を追加すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>5 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第32条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。</p> <p>➤ 収益事業を行う場合には、上記条文のうち「第32条」を「第33条」に変更すること。</p> </div> ● 左記第5項については、私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がない場合において、必要に応じて規定する。 ● 収益事業を行う場合には、「第31条」を「第32条」に変更すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上のときにおける経過措置の規定を追加するケースでは、左記の項番号を「6」とすること。

<その他>

■ 改正法施行後に新たに設立される学校法人が規定する場合は、次に示す例に基づき附則を規定することとなる。

寄附行為作成例	備考
<p>1 この寄附行為は、大阪府教育長の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。</p> <p>2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <p>理事（理事長） ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>監事 ○○○○</p> <p>監事 ○○○○</p> <p>評議員 ○○○○</p> <p>評議員 ○○○○</p> <p>評議員 ○○○○</p> <p>評議員 ○○○○</p> <p>評議員 ○○○○</p> <p>評議員 ○○○○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 設立当初の役員及び評議員は、記載必須事項であること。